

特定健康診査・保健指導がスタート!



4月から、健康保険の保険者が40歳以上の加入者（被扶養者を含む）を対象に実施する「特定健康診査・保健指導」が始まります。この健診の大きな特徴は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、これを予防するための保健指導が実施されることです。国民健康保険（国保）加入者には市から通知を発送しますので、健康管理のためにも受診してください。

わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

国保加入世帯 15,772世帯
被保険者数 30,808人
(平成19年12月末現在)
お問い合わせ先 保険課 1116
総合支所健康福祉課
☎1331(内)315

メタボリックシンドロームってなに？



内臓脂肪の蓄積（ウエスト周囲径が、男性は85cm以上、女性は90cm以上）に加えて、脂質代謝異常、高血圧、高血糖の3項目のうち2項目以上を満たす場合に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）と診断されます。これを放置しておくとう心管疾患・脳血管疾患・腎不全などの発症リスクが高まってしまうのです。

特定健康診査



特定健康診査で内臓脂肪症候群または予備群を特定し、保健指導で早期に対応して発症を予防することが大きな目的です。

対象

4月1日現在において、満40歳以上の国保加入者
健診期間
6月～11月を予定
健診会場
本庄市保健センター、児玉保健センター、中央公民館

検査項目
身体測定・診察・血圧測定・血液検査・尿検査など
検査委託機関
本庄市児玉郡医師会
通知の発送
4月下旬頃から（数回に分けて通知する場合もあり）



保健指導



対象

特定健康診査で内臓脂肪症候群またはその予備群と特定された人
指導方法
個別・集団指導のほか、電話や電子メールなどの組み合わせ
指導内容
健診結果をもとに、本人と相談のうえ決定
指導期間
おおむね3か月から6か月
通知の発送
健診月から2、3か月後

人間ドックを受けた人は？



市では、人間ドックを受けた人が次の から の条件を満たす場合、申請により助成金を交付しています。1年以上国保に加入し、人間ドックの受診日においても加入している

35歳以上

国保税を完納または完納見込みさらに次の条件を満たす場合、特定健康診査の対象外となります。

人間ドックに特定健康診査の検査項目が含まれている
検査結果を助成金の申請時等に提示する

特定健康診査の対象外であっても、人間ドックの結果によっては保健指導の対象となることがあります。

国保以外の人は？



特定健康診査・保健指導は、健康保険の保険者が実施することになっています。実施方法などは、加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

4月から

健康保険制度が変わります

平成20年度には、特定健康診査・保健指導の開始に加え、高齢者医療制度改革、退職者医療制度の見直し、負担割合（医療機関等の窓口で負担する割合）の変更など、健康保険制度が大幅に改正されます。そこで、4月からの主な改正についてお知らせします。

後期高齢者医療制度が開始

現行の老人保健制度に変わって、後期高齢者医療制度が始まります。対象となるのは、満75歳以上の（満65歳以上で一定の障害がある人を含む）です。負担割合は1割（現役並み所得者は3割）です。

加入者が保険料を負担

この制度では、加入者全員が保険料を負担します。保険料は均等割と所得割の合計で計算されます。

均等割 42、530円

（加入者1人当たりの年額）

所得割（前年の所得 基礎控除33万円）×7・96%

保険料の軽減制度

社会保険の被扶養者など、これまで保険料を負担していなかった人は、平成20年度中は保険料が軽減される予定です。

4月～9月 保険料を免除
10月～3月 保険料の9割を軽減



国保マスコット
健康まもるくん

退職者医療制度の対象年齢が満65歳までに

国保加入者で一定の要件を満たす人は、退職者医療制度の対象となります。現在、対象年齢は満75歳までとなっていますが、満65歳までに変わります。

なお、退職者医療制度の対象の人は、満65歳に達すると自動的に一般国保に移行し、保険証も一般国保に変更したものが送付されます。

4月1日現在で満65歳以上の人
保険証の有効期限 3月31日
一般国保の保険証は3月末に郵送
4月2日以降に満65歳になる人
保険証の有効期限 誕生月の末日
一般国保の保険証は誕生月の末日までに郵送

負担割合2割の対象年齢が小学校就学前までに

現在、負担割合2割の対象年齢は満3歳未満となっていますが、小学校就学前（または6歳に達する日の年度末）までに拡大されます。

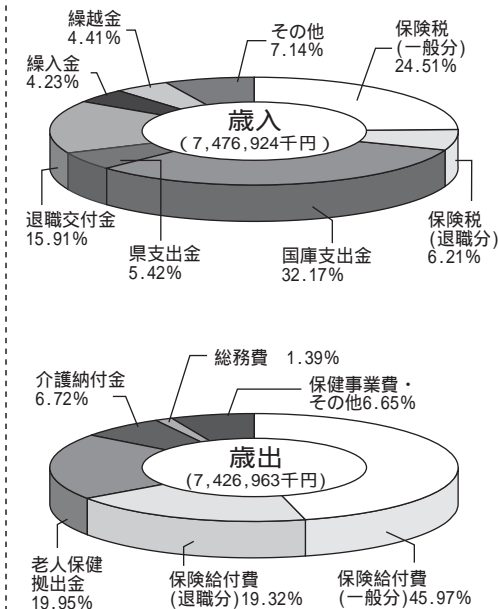
なお、国保加入者で新たに負担割合2割となる人は、保険証をそのまま使うことができます。（表面には3割と記載されていますが、裏面に注意書きがあります。）

前期高齢者（70歳～74歳の人）の負担割合について

70歳から74歳の人のうち、負担割合が1割の人は、2割に引き上げられることになりましたが、平成20年度中は1割負担に据え置かれる予定です。（現役並み所得者で負担割合が3割の人は除く。）

平成18年度

国民健康保険決算状況



歳入では、保険税（一般・退職を含む）が全体の約3割を占めています。歳出では、医療機関等に支払う保険給付費（一般・退職を含む）が全体の7割弱を占めています。国保の健全な運営には、保険税の確保と医療費の節約が大切ですので、ご理解とご協力をお願いします。

平成20年度 年齢別の負担割合および対象となる制度

年齢	負担割合	対象となる制度
0歳～6歳	2割	(要件を満たす人) 退職者医療制度
7歳～39歳		
40歳～64歳	3割	
65歳～69歳		前期高齢者医療制度
70歳～74歳	1割 (現役並み所得者は3割)	
75歳～		後期高齢者医療制度

満65歳以上で一定の障害がある人も、後期高齢者医療制度の対象となります。